

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 1 回)

令和7年2月27日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 3 0 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議 席	氏 名	出席委員	欠席委員
1	五 十 嵐 剛	○	
2	清 水 正 勝	○	
3	山 崎 和 徹	○	
4	富 川 裕 一	○	
5	廣 田 和 也	○	
6	近 藤 洋 介	○	
7	青 木 実	○	
8	大 森 毅 英	○	
9	吉 川 永 充	○	
1 0	木 根 和 美	○	
1 1	増 田 貴 志	○	
1 2	光 富 靖 展	○	
1 3	大 谷 内 清	○	
1 4	荒 井 優	○	
1 5	板 垣 昭 仁	○	
1 6	菊 入 等	○	
1 7	尾 崎 成 宣	○	
1 8	馬 木 逸 男	○	
1 9	水 野 静 也	○	
2 0	山 川 功	○	
2 1	高 橋 淳 一	○	
2 2	栗 野 良 寛	○	
2 3	佐 々 木 弘 昭		○
2 4	塩 尻 総 徳	○	
2 5	下 坂 多 伊 子	○	
2 6	中 川 幸 生	○	
2 7	宮 武 努	○	

第11回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和7年2月27日（木）10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・黒田主幹・藤野係長・袴田主査・成田主事補 |
| 5 書記 | 袴田主査 |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和6年度 第11回深川市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会におきまして、佐々木委員から 欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。先週の全国農業新聞の北海道版のところに、神谷衆議院議員のインタビューの欄がありまして、その中で水田活用交付金のお話が出ていて、運用についてはまだ決定していないと載っていました。北海道農政部においても、こういった展開になるのか不透明との事でしたので、今月中には農政部長が農水省と話をしてくると思いますが、なかなか報道されず、情報も来ていない状況の中で、我々も素直に受け取って動いていいのかどうか、まだ不透明でありますけど、いずれにしても3月には農業基本計画が策定されますので、水田をどうするかという問題も変わってくると思いますので、その頃には少しは先がみえるのかなと思いますし、7月の参議院選挙の結果によっても変わってくるとも言われていますので、その部分はしっかりと見極めていきたいなと思います。いずれにしても、本通常国会の中で基本計画が決定され、国が将来の農業についてどういった風に考えているのか、方向性がわかりますので、注目していきたいと思います。北海道選出の国会議員の方々も動いてくれるとの事でしたので、引き続き要望はしていきたいなと思います。

それでは令和6年度第11回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

13番大谷内委員、14番荒井委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長

1月29日の総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農地特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。

宮武委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

報告が終わりましたが、質疑はありませんか。

菊入会長	(「なし」という声あり) それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、(2) 農民特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。
清水委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり) それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は33件で、番号1番から14番が売買に係るあっせん申し出、番号15番から33番は賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、すべて令和7年2月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり) それでは質疑等なしということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は5件で、1番、5番が旧法分、2番から4番が新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。
菊入会長	説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり) それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 農業者年特例付加年金裁定請求書について、事務局より説明願います。
成田主事補	ご説明いたします。独立行政法人農業者年金基金法施行規則(平成15年農林水産省令第95号)第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理

	し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件です。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給開始年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第3号を承認します。
菊入会長	次に、報告第4号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
袴田主査	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2―(1)―アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「雑種地」として交付しております。番号2番は、農業委員会内規2―(1)―カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「原野」として交付しております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第4号を承認します。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。
	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は10件で、番号1番、10番は貸主が売買するための解約です。番号2番から4番、8番及び9番は、借主の経営移譲に伴う解約です。番号5番から7番は、借主の法人解散に伴う解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、すべて令和7年2月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。
藤野係長	ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る

	許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は貸人が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る借人に農地を賃貸借するもので、期間は4年です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は44件で、番号1番から20番までが売買の案件、21番から44番までが賃貸借の案件です。番号1番、7番、12番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、このうち番号1番、7番については、出し手の残地もあわせて処分するもので、資金対応は、番号1番、12番はJA資金、番号7番は自己資金です。番号2番、10番、11番、15番は、相続により取得した農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号2番はL資金、10番、11番、15番は自己資金です。番号3番から5番は、出し手が老齢により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号3番はJA資金、番号4番、5番は自己資金です。番号6番、8番は、出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号9番は、期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号13番は、出し手が老齢により経営移譲するもので、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号14番は、合意解約により返還された農地及び残地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号16番及び17番は、北海道農業公社の農地売買等事業の早期の売渡です。受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応は、番号16番はJA資金、17番は自己資金です。番号18番から20番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としては、番号18番は、相続により取得した農地を処分するためです。番号19番は、期間満了により返還された農地を処分するためです。番号20番は、老齢により経営縮小をするため処分するものです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号21番以降は、賃貸借の案件です。番号21番、39番は出し手が老齢により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号21は10年間、番号39番は3年間です。番号22番から27番、31番、34番は期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号22番及び23番は3年間、番号24番から27番、31番、34番は5年間です。番号28番から30番、35番、36番、40番は、合意解約により返

	還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号２８番、３０番は５年間、番号２９番は１０年間、番号３５番、４０番は３年間、番号３６番は１年間です。番号３２番及び３３番は、出し手、受け手の農地の一部を交換して経営合理化を図るもので、期間はいずれも５年間です。番号３７番及び３８番は、出し手が老齢により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも５年間です。番号４１番から４４番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも５年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号３番で大森委員、６番で五十嵐委員、
菊入会長	１０番及び１１番で栗野委員、３７番で尾崎委員のそれぞれ議事参与を制限します。
菊入会長	それでは質疑を受けます。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第３号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
黒田主幹	記載の方より農地法第５条の規定による農地転用のための権利の設定の申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。 今月は１件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号１番は、申請地が農用地区域内にありますが、現在除外手続き中です。申請理由としては、借り主が両親が経営する果樹農家の後継者として移住するため、農家住宅を建設するもので、近辺に代替地が無いため、農地を使用することを貸し主が賛同したもので、農地法施行規則第３８条及び第３９条第１号に該当し、転用止むを得ないとするものです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第４号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第５号 農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。
袴田主査	記載の法人より、農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。 報告のありました法人数は１件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら１法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認

	められるものであります。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第6号 深川市農業委員会委員報酬基準要綱を廃止する訓令について、事務局より説明願います。
藤野係長	ご説明いたします。深川市農業委員会委員報酬基準要綱は、農地利用最適化交付金事業を活用するため制定したのですが、今般、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するとともに、深川市農業委員会委員の能率報酬に関する規則を制定したことにより、条例に基づく報酬を支出することが可能となったため廃止するものです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 （総会終了 10：30）